

幼児教育・保育無償化にあたり提出が必要な書類について

認可外保育園に在園されている方が無償化の対象となるには、施設等利用給付認定が必要となります。

※嬉野市外に在住の方は、居住する市町村に手続きをご確認ください。

1 認可外保育園を利用されている方

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
※青色の用紙です。
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類（例：就労証明書）
※保護者ごとに必要となります。
- (3) 保育所等利用申し込み等の不実施に係る利用書

※書類によっては作成にお時間を要するものもございますので、早目のご準備をお願いいたします。

3 提出先・期限

必要な書類を配布したファイルに入れて、ご利用の園に提出してください。

提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

※期限までに園に提出できない場合は、嬉野市子育て未来課、または福祉課にご提出下さい。

保育を必要とする理由、給付認定期間及び必要書類

| 保育の必要性の事由 | 入所が可能な期間 | 必要書類 |
|------------------|---------------------|----------------------|
| 就労の場合 | 月64時間以上就労している期間 | 就労証明書又は自営業等証明願 |
| 同居等の親族の介護・看護の場合 | 介護・看護が必要なくなるまで | 申立書+身体障がい者手帳等の写し |
| 就学の場合 | 最終通学日の月末まで | 申立書+在学証明書+カリキュラム |
| 妊娠・出産の場合 | 出産予定日前後4か月間 | 申立書+母子健康手帳の写し |
| 災害復旧の場合 | 災害復旧が終了するまで | 申立書+罹災証明 |
| 保護者の疾病、障がい | 療養が必要なくなるまで | 申立書+診断書、身体障がい者手帳等 |
| 求職活動中の場合 | 入所した日から3か月間 | 求職活動申立書+ハローワーク受付票の写し |
| 産後・育児休業中の継続利用の場合 | 最長、出生児童の年齢が1歳になる月まで | 就労証明書（育児休業等期間の記載が必要） |